

受理番号	受理年月日	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	送 付 委員会名
25年 第5号	25.7.19	<p>違法な臓器生体移植を禁じることを求める陳情書</p> <p>【理由】</p> <p>人権は人類の普遍的な価値であり、また日本の核心的価値でもあり、国境、性別、人種、皮膚の色、宗教信仰や団体を越えたものである。故に日本は中国ないし世界の民主、自由と法治を促進するにあたって、当然の責任を負っている。</p> <p>アムネスティ・インターナショナルは数年来、中国当局に監禁されている民主活動家、権利擁護活動家、人権弁護士、法輪功学習者、チベット人、ジャーナリストなど政治、宗教及び信念を理由とする以外に国際的に認識されている犯罪を犯していない人々を「良心の囚人」として認定し、世界規模で救援活動を展開している。2011年1月米国連邦議会で開かれた米中関係公聴会で中国の人権活動家・楊建利氏は、中国が「良心の囚人」を最も多く監禁している国だと証言した。</p> <p>中国で拘禁されている「良心の囚人」の中でも、法輪功学習者とチベット人が最も深刻な迫害を受けている。国連人権委員会の拷問に関する特別報告官マンフレッド・ノワク氏の提出した人権報告書(2006)には、「法輪功学習者が中国の残虐刑罰案件の三分の二を占める」と言及されている。</p> <p>日本は「市民的及び政治的権利に関する国際規約」および「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」という国際人権規約の署名国であり、臓器売買のために宗教あるいは政治犯を殺害する行為は、驚愕的かつ容認することができない人権犯罪である。我が国の政府と議会は傍観することなく、生きている法輪功学習者から臓器を摘出して売買するという中国共産党の悪行を公に非難するとともに、中国当局に法輪功に対する迫害を直ちに停止するように要求すべきである。また、日本国民を中国共産党の人権暴行の共犯者にさせないために、日本国民が臓器移植の目的で中国に渡航することを禁止すべきである。</p> <p>よって、下記の事項を陳情する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 各都道府県、市町村は管轄下の住民が臓器移植の目的で中国に渡航することを禁止する条例を制定すること。</p>	個人	保健福祉

		<p>2 日本国政府に対して、下記のことについて強く要求すること。</p> <ul style="list-style-type: none">① 日本国民が臓器移植の目的で中国に渡航することを禁止する法律を制定すること。② すべての囚人、特に法輪功学習者および他の宗教、少数民族団体に対する臓器狩りの悪行を直ちに停止するよう中国当局に促すとともに、すべての移植用臓器には明確な書面による同意を得たものでなければならぬと、要求すること。③ 臓器移植に対して全面的な公開調査を行い、違法に「臓器狩り」を行う首謀者を起訴するように中国当局に呼びかけること。④ 直ちに法輪功に対する13年間も続く迫害を終わらせるよう、中国共産党に要求すること。		
--	--	--	--	--